2021年5月31日発行

最新・中国法ニューズレター

――――　第4号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所
所長・弁護士　董　孝銘
上海市南京西路881号
静安新時代13階10室
TEL／021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

上海董孝銘弁護士事務所

目　次

案件分析：「プロ当たり屋」に罰金5万元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
重要法規解説：「税務行政処罰「初犯を罰しない」事項リスト」の配布に関する国家税務総局の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

P3
主 要 法 令：特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・・・・・
P4

案件分析

「プロ当たり屋」に罰金 5 万元

１、事実経緯

2018 年 9 月 3 日、A 氏は B 社に入社した。2018 年 12 月 6 日、A 氏は違法に労働関係を解除されたとして、B 社に賠償金など 14 万元近くの支払いを求める労働仲裁を起こした。

２、裁決

仲裁委員会は、B 社は、A 氏が B 社に入社するのは 3 日間しかなく、実は「プロ当たり屋」であると主張したことを認め、B 社が A 氏に B 社での 3 日間働いた給与のみを支払うよう裁決した。

3、判決

裁決に不服した A 氏は裁判所に起訴した。司法鑑定によって、A 氏が保有している「出来高賃金確認書」の落款には、「確認人である C 氏（B 社責任者）」の形成した日付は、「出来高賃金確認書」の A 氏の仕事成果などの内容に先行している。2013 年以来、A 氏は江西、福建、広東で 30 件近くの訴訟に関わり、そのうち 2018 年だけで、A 氏が広東省中山市地区労働仲裁委員会及び裁判所で相次いで提起した訴訟は 10 件に達し、9 社に及んだと明らかにした。

裁判所は、A 氏は、重要な証拠を改竄し、訴訟中に虚偽の陳述をする行為があり、また、頻繁で、短期間に異なる雇用者と労働関係を結んび、その他の理由で労働関係を解消した後、訴訟を通じて利益を図ろうとした状況がある。従って、A 氏が提出した証拠及びそれに基づいて主張した訴訟請求をいずれも採用しなく、B 社に確認された賃金額を認めた。また、裁判所は民事訴訟の妨害を理由に、A 氏に 5 万元の罰金を科すことを決めた。

4、コメント

（1）「プロ当たり屋」は、不当な利益をむさぼるために、企業の労働者使用の不規範を利用し、訴訟のコストの低さ、故意に企業の人的資源管理の隙間を突き、真実を隠し、罠を仕掛け、あるいは人為的に違法な労働者使用の現象を作り、しばらく働いた後すぐに労働訴訟を起こして、会社に賠償を請求するものである。

（2）法律法規の労働者の権利への傾斜保護は不良労働者に訴訟権を濫用して利益を得る可能性を与える。一部の人は労働法の労働者への合法的権益を傾斜保護する立法

上海事務所

原意を歪曲し、労働法による労働者の利益を保護することを「権利擁護」という口実とする。

（3）近年、このような「プロ当たり屋」の行為は多くの企業を苦しめ、企業の発展に影響を与え、集団的労働争議を誘発しやすく、調和のとれた労働環境を深刻に損なった。従って、企業は新入社員に対するバックグランド調査を強化し、源から雇用リスクを減らす。入社前に労働者の個人情報をよく審査し、求職者がブラックリストに入るかどうか、不良な信用記録があるかどうかを十分に調べ、備えあれば憂いなし。

重要法規解説

「税務行政処罰「初犯を罰しない」事項リスト」の配布に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は「税務行政処罰「初犯を罰しない」事項リスト」の配布に関する公告（以下、公告という）を 2021 年 3 月 31 日発表し、2021 年 4 月 1 日から施行する。公告のリストは 10 条によって構成され、その背景などを以下の通りに説明します。

一、背景

国家税務総局は、2021 年 1 月 22 日に改定、同年 7 月 15 日施行される「中華人民共和国行政処罰法」に決められいる、初めて違法ではあるが、危害の結果が軽微で、かつ適時に改正された場合、行政処罰をしなくてもいいという規定に合わせて、各地の税務部門に対して法に決められた範囲内で、初めて「公告」のリストに列記した事項が発生し、危害の結果の軽微な納税者、控除義務人に直ちに税収の違法行為を是正する機会を与えるよう「公告」を通じて進める狙う。

二、主な内容

「公告」は、税務行政処罰に適用される「初犯を罰しない」ためには、同時に次の 3 つの条件を満たしている必要がある。第一は納税者、源泉徴収義務者が初めてリストに記載された事項が発生した。第二は被害結果が軽微である。第三は税務機関によって発見される前に、自ら改正し、または税務機関に期限を定めて是正するよう命じられた期限内に改正する。そのリストの内容は以下の通りである。

上海華銘弁護士事務所

1、納税者は税収徴収管理法と実施細則などの関連規定に従ってその全部の銀行口座番号を税務機関に報告していないこと。

2、納税者は税収徴収管理法及び実施細則等の関連規定に従って帳簿または記帳証憑と関連資料を保管していないこと。

3、納税者は税収徴収管理法と実施細則などに決められた期限内に納税申告と納税資料の届出をしていないこと。

4、納税者は税金コントロール装置を使って領収書を発行する場合、税収徴収管理法及び実施細則、領収書管理弁法などに決められた期限内に主管税務機関に領収書を発行したデータを報告していなかったが、違法所得がないこと。

5、納税者は税収徴収管理法と実施細則、領収書管理弁法などの関連規定によらず領収書を取得し，その他の証憑で領収書の代わりに使用したが、違法所得がないこと。

6、納税者は税収徴収管理法と実施細則、領収書管理弁法などの関連規定によって領収書を返上しなかったが、違法所得がないこと。

7、源泉徴収義務者は税収徴収管理法及び実施細則等の関連規定に従って税金代理納付、源泉徴収控除代理の帳簿を設置、保管し、或いは源泉徴収控除代理、税金代理納付の記帳証憑と関連資料を保管していないこと。

8、源泉徴収義務者は税金徴収管理法及び実施細則等に決められた期限内に源泉徴収控除代理、源泉徴収代理納付に関する資料を提出していないこと。

9、源泉徴収義務者は「税収証票管理弁法」の規定に従って税収証票を発行していないこと。

10、国内機構または個人は非居住者に工事作業または労務プロジェクトを発注し、「非居住者請負工事作業及び労務税収管理暫定弁法」の規定に従って主管税務機関に関連事項を報告していないこと。

なお、「初犯を罰しない」ことを適用される納税者、源泉徴収義務者に対して、税務機関は税法の執行方式を最適化し、説得教育などの非強制的な方法を効果的に運用しなければならない。

主要法令

上海董孝銘弁護士事務所

№	法　律　名　称	施行日
1	国家税務総局の「税務行政処罰「初犯を罰しない」事項リスト」の配布に関する公告『重要法規解説』をご参照下さい）	2021/04/01
2	国家税務総局の「小型零細企業及び個人工商世帯の発展を支援する所得税優遇政策の実施に関する公告」	2021/01/01
3	財政部、国家税務総局の「小型零細企業所得税優遇政策の実施に関する公告」	2021/01/01
4	国家発展改革委員会、商務部の「海南自由貿易港の建設を支持し、市場参入の緩和に関する若干の特別措置に関する意見の公布」	2021/04/07
5	最高裁の「上海金融裁判所事件管轄関連規定の改正に関する決定」	2021/04/22
6	財政部、国家税務総局の「先進製造業の増値税期末留保還付政策の明確化に関する公告」	2021/04/23
7	国家安全部の「反スパイ安全予防業務規定」	2021/04/26
8	全人代常務委員会の「中華人民共和国反食品浪費法」	2021/04/29
9	財政部、国家税務総局の「一部の鉄鋼製品の輸出税金還付の廃止に関する公告」	2021/05/01
10	国家インターネット情報弁公室、公安部、商務部などの「ネット生放送マーケティング管理弁法（試行）」	2021/05/25
11	国家市場監督管理総局の「検験検査機関監督管理弁法」	2021/06/01
12	税関総署の「中華人民共和国輸入食品の海外生産企業登録管理規定」	2022/01/01

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。
注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。
注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）

上海事務弁護士事務所